

令和元年度

第5回第二農地部会定例会議事録

令和元年8月29日（木）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和元年度 第5回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和元年8月29日(木) 午前9時

会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

1番 大 瀧 勇	2番 滝 沢 記 一	3番 村 松 勝 藏
5番 笹 川 慶 一 郎	9番 秦 正 敏	10番 望 月 博
11番 金 澤 稔		

2 欠席委員

4番 佐 藤 正 雪	6番 金 井 薫	7番 西 條 弘 子
8番 岸 田 健		

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	上原 一夫	
浦川原区駐在室	主 事	中嶋 慧斗	
大島区駐在室	班 長	春谷 正明	
牧区駐在室	副主任	上原 敏明	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 諏訪部 太
大潟区駐在室	主 任	小林 貴広	
頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一	
吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

大滝正秋(浦川原区)

上野登(柿崎区)

関川貞行(頸城区)、大澤純男(〃)

前山明(三和区)

※ 欠席・・・秋山文雄(安塚区)、津幡徹重(〃)、山口利一(〃)

西山学(浦川原区)

山岸健二(大島区)、高橋三登一(〃)、岩野文義(〃)

長瀬一成(牧区)、上原正彦(〃)、米川尚登(〃)

宮川武彦(柿崎区)、長井恒夫(〃)、小池孝志(〃)、

細谷正夫(大潟区)

山本誠信(頸城区)

上野栄一(吉川区)、天明伸浩(〃)

澤田清一(三和区)、福原弥(〃)

・その他・・・無し

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

11番 金澤 稔 2番 滝沢 記一

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

案件なし

② 浦川原区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

③ 大島区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④ 牧区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

⑥ 大潟区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

⑧ 吉川区駐在室管内分

案件なし

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

6 会議

<p>柿崎区 駐在室長</p> <p>議 長</p>	<p>【1. 開会】 午前9時00分 それでは、これより令和元年度第5回第二農地部会定例会を開催いたします。</p> <p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、大瀧部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p> <p>それでは、これより農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p> <p>議 長</p>	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p> <p>本日は4番佐藤委員・6番金井委員・7番西條委員・8番岸田委員から欠席の届けがありました。そのほかの委員からはご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 11番金澤委員、2番滝沢委員を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 3番村松委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
<p>議 長</p>	<p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>《浦川原区駐在室の議案》 今月は安塚区駐在室の提出案件がありませんので、浦川原区駐在室管内分の案件から審議します。</p>

<p>議 長</p> <p>浦川原区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p><u><議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について></u></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」番号 2504 番から 2507 番の 4 件をご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。2504 番から 2507 番は関連案件であるため一括して説明させていただきます。譲受人、譲渡人、申請農地は議案書のとおりです。譲受人は新潟市出身であり、今まで県外で農業に従事しておりました。</p> <p>いずれは新潟県に戻って就農し、果樹栽培に取り組みたいと考えていたところ、就農ポータルサイトで山本・北代ぶどう園の情報を得て、今回、上越市にて当申請地を借り受け、就農するものであります。</p> <p>作付作物は「ぶどう」であり、今年、来年でぶどう棚を建て、2 年後には 50 a での経営を計画しているとのことです。また、経営を安定させるため年間を通しての農業を目指しており、ビニールハウスを来年建てる予定です。農機具に関しましては、軽トラックとトラクターを所有しているとのことでした。</p> <p>山本ぶどう組合の方々とも良好な関係を築けていることを聞き取り済みです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p><u><大島区駐在室の議案></u></p> <p>次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求</p>

<p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定です。利用権設定の内訳は 3 年以内が 18 件、3 年を超え 6 年以内が 5 件、合計 23 件です。借り手 11 人、貸し手 23 人で利用権を設定する土地は、田 71 筆 61,812 m²、畑 2 筆 1,254 m²。いずれも再設定です。詳細については 2 頁から 5 頁をご覧ください。 なお、この利用権設定 23 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>牧区 駐在室</p>	<p>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定、期間 3 年以内が 1 件、期間 3 年を超え 6 年以内が 1 件、借り手 2 人、貸し手 2 人、利用権を設定する土地は田 5 筆 1,952 m²でいずれも再設定です。詳細は 2 頁の整理番号 3478 番、3 頁の整理番号 3479 番に記載いたしました。 3 の所有権移転、買い手 2 人、売り手 2 人、所有権を移転する土地は田 1 筆、439 m²、畑 1 筆 644 m²で売買価格は畑 10 a 当たり 1 万 5 千円、田 10 a 当たり 7 万円です。詳細は 4 頁の整理番号 3480 番、3481 番に記載いたしました。 これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>《<u>報告第1号 農用地利用集積計画変更について</u>》</p> <p>報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書は1頁から2頁をご覧ください。3774番から3787番までの14件についてであります。いずれもえちご上越農協をあいだに入れた契約であり、小作料の見直しによる額の変更で、その他の変更事項はありません。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大潟区</p>	<p>《<u>大潟区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>《<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p>

<p>駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定です。3 年以内が 1 件、借り手人数、貸し手人数はともに 1 人です。利用権を設定する土地は、地目が田で 4 筆、面積は 4,275 m²で再設定であります。詳細は議案書に記載のとおりです。これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p>	<p>《<u>頸城区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について></u></p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、をご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。申請者は現在アパートに住んでおり、実家のある集落に戻りそこに生活基盤を築き子育てや両親の農業の手伝いをし、将来の両親の介護を行いたいと考えていましたが、両親の家で 2 世帯が生活するには手狭で同居は難しいため、住宅建設を計画しました。親の所有農地を候補地として検討しましたが、毎年、苗用のビニールハウスを建てている土地であり、断念しました。そんな中で、実家の北側に隣接している当該農地を譲ってもらえるとの話がまとまり、申請農地を取得し、一般個人住宅を建設するものです。</p> <p>2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付いたしましたので、ご覧ください。農地区分ではありますが、10ha 以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農地区分は原則転用ができない第 1 種に該当しますが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。土地利用計画図から、住宅建築面積 112.52 m²、カーポート 68 m²、通路 30 m²、合計 210.52</p>

	<p>m²、建ぺい率 36.48%で、基準の 22%を上回り、計画面積は妥当なもの判断しました。また、資金計画も妥当であり計画の実現性は高いと思われます。この申請については、許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしていると考えております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。</p> <p>4 頁をご覧ください。1 の利用権設定について、内訳は、3 年を超え 6 年以内が 1 件です。借り手、貸し手とも 1 人で、利用権を設定する土地は、田 3 筆、11,352 m²で再設定です。詳細については、5 頁をご覧ください。なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

<p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p><u>＜報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について＞</u></p> <p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」をご報告いたします。6 頁 5322 番から 5324 番をご覧ください。いずれも小作料の見直しによる額の変更です。今回の変更については、小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《<u>三和区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>1 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定 2 件を説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、3 年超 6 年以内が 2 件で、借り手 2 人、貸し手 2 人です。利用権を設定する土地は、田 2 筆 13,430 m²で、再設定です。詳細は 2 頁に記載のとおりです。この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
議 長	<p>本日の令和元年度第5回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p>(午前9時21分)</p>